

# 保育士特定登録取消者管理システムにかかる FAQ【第3版】

発出：令和6年2月13日

最終改正：令和8年4月1日

こども家庭庁では、児童福祉法第18条の36に基づき、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取消された者又はこれ以外の者であって、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者（以下、「特定登録取消者」という。）に係る情報に関するデータベース（保育士特定登録取消者管理システム。以下「データベース」という。）を構築し、令和6年4月1日から稼働しています。

## <目次>

### 内容

【共通事項】 .....	2
【利用者情報登録について】 .....	2
(対象施設等について) .....	2
(利用申請について) .....	3
(ID付与について) .....	4
(採用責任者について) .....	6
(メールアドレスについて) .....	8
(内容の変更等について) .....	8
(その他) .....	9
【データベースの検索について】 .....	10
(検索方法について) .....	10
(検索対象について) .....	10
(労働者派遣事業により派遣される保育士の検索) .....	11
(幼保連携型認定こども園における検索) .....	12
(罰則について) .....	13
(その他) .....	13

## 【共通事項】

Q1. データベースに係る各種資料をウェブページにアップするなどしてもよいか。

A. ウェブページへのアップロードなど、利用対象者以外の方の目に触れるような周知は行わないでください。

不適正利用の防止やセキュリティリスク軽減等の理由から、データベースに係る各種資料は利用者限りでの共有に留め、不特定多数が確認できる状況とならないようにしてください。

また、以下の資料については、都道府県・市区町村等の自治体及び「対象施設・事業一覧」に列挙している施設及び事業（以下、「施設等」という。）等から外部に提供しないように留意してください。

- 保育士特定登録取消者管理システム業務マニュアル
- 保育士特定登録取消者管理システムマニュアル
- 保育士特定登録取消者管理システムにかかる FAQ（本資料）
- 「保育士特定登録取消者管理システムを利用する施設等に係る利用者 ID の配付について（周知）」（令和 6 年 3 月 11 日付け事務連絡）（以下「ログイン URL 事務連絡」という。）

※特にログイン URL 事務連絡については、外部からのシステム面での攻撃を避けるため、絶対にウェブページにアップロードしないでください。

## 【利用者情報登録について】

（対象施設等について）

Q2. 「対象施設・事業一覧」にない施設は ID 付与の対象となりませんか。

A. 施設等の採用責任者以外については、ID 配付の対象となりません。施設等の採用責任者は、「利用者情報登録」を行って ID を取得していただき、データベースを活用していただくこととなります。

Q3. 保育士資格を基礎資格の一つとしている職（例：児童指導員など）を雇用する場合は ID 付与の対象になりますか。

A. 保育士を基礎資格の一つにしている資格については、法令上、「保育士」を任命・雇用する場合に該当しませんので、ID 付与の対象外となります。

(利用申請について)

Q4. 施設等がデータベースを利用するための利用申請はどのようにすればよいでしょうか。

A. 令和6年3月11日に都道府県及び指定都市宛て発出した事務連絡に利用者登録を行う URL を記載しています。当該 URL からアクセスいただき、利用者登録をお願いします。

Q5. 利用申請をしたが、IDが届かない場合、どうすればよいですか。

A. 利用申請の承認には数日を要する場合があります。

1週間以上経過してもIDが届かない場合は、別添の「保育士特定登録取消者管理システムに係る利用者IDが届かない際の対応」を確認していただいた上でヘルプデスクにお問い合わせを行ってください。

Q6. 利用者情報登録について、教育職員等を対象とする「特定免許状失効者等」に係るデータベースへの登録とは異なり、固定のIPアドレスなしで登録できますか。

A. IPアドレスの登録をせず利用者情報登録をしていただけます。ログイン URL 事務連絡のとおり、利用者情報登録フォームよりご登録ください。ただし、IDを用いてデータベースに初めてログインをする際や活用の際に、利用開始後、前回、データベースを利用したパソコンと異なるパソコンであることをデータベースが感知した場合、安全性の観点から、以下で述べる採用責任者に要求される確認コードの入力同様、パソコンの変更に伴う確認コードの入力が要求されます。したがって、データベースを利用する際にパソコンを変更した場合は、2段階の認証が求められることとなります。

Q7. 法人が複数の施設等を運営しており、その施設等がいくつかの市区町村や都道府県にわたる場合、利用者情報登録はどのようにしたらいいですか。各市町村から依頼のメールに掲載されている URL をそれぞれに回答すべきでしょうか。

A. 複数の施設を持つ場合、施設名を入力していただく仕様になっているので、市区町村や都道府県をまたがって複数保育所を運営している場合でも一人の採用責任者が採用を行っている場合、利用者情報登録は1回としてください。採用責任者が法人本部の場合、法人本部と各施設（登録用の URL を受領した担当部署）が事前に連絡調整の上、施設宛てに送付された登録用 URL から全施設分まとめて登録してください。市区町村ごとや都道府県ごとに区切って申請

をすることがないようにお願いします。

Q8. 1 施設しか所管していない法人での登録ですが、法人本部と事業所の住所が異なります。どちらの住所を入力すればよいでしょうか。

A. どちらでも差し支えありませんので、適当な方をご登録ください。

Q9. 法人本部が 2 か所に分かれている場合はどのように入力したらよいですか。

A. 法人本部が 2 か所に分かれている場合には、それぞれフォームを入力してください。（この場合は計 2 回）なお、登録にあたっては採用区分や地域などを明確にしたうえで 1 つの採用区分等で採用責任者が 2 人いるなどの重複が無いようにしてください。

Q10. 正規職員の雇用は法人が行い、非常勤職員は各施設で行っている場合、どのように登録したらよいのでしょうか。

A. 法人本部に加え、各施設についても登録をお願いします。なお、利用者情報登録のための URL をお知らせする事務連絡は、各施設に対して送付され、法人本部には送付されませんので、法人本部の採用責任者を登録する場合は、設置する施設宛てに送付された事務連絡に記載の URL を用いて登録して下さい。

(ID 付与について)

Q11. 現時点では保育士の採用の予定がありませんが、今後少しでも保育士を雇用する可能性があれば ID 付与の手続きを行った方がいいのでしょうか。それとも、保育士の採用を行うことが決まった時点で ID 付与の手続きを行った方がいいのでしょうか。

A. 施設等の採用責任者については、ID 付与の手続きを行っていただく必要がありますので、少しでも保育士を雇用する可能性があるようでしたら利用者情報登録をしておいていただき、必要な際にログインをお願いします。

近々に採用する可能性が無い場合は、保育士の採用を行うことが決まった時点で ID 付与の手続きをしていただくことでも差し支えありませんが、利用者情報登録から ID 付与までの間に一定の時間を要する場合があるため、保育士を任命・雇用するタイミングとの関係で、十分な時間的余裕を持ってご登録下さい。

Q12. 公設民営の施設や、指定管理となっている施設、自治体から委託業者に委託しているなどの場合は、どちらに ID が付与されますか。

A. 保育士の採用に係る責任の所在、いわゆる「採用責任者」が施設・自治体のいずれであるかに応じて登録をしてください。

Q13. 採用責任者が PC を使用する業務を他の職員に一任している場合、ID はどちらに付与されますか。

A. 採用責任者に ID は付与されます。多要素認証によるログイン方式により、当該採用責任者のみがデータベースにアクセス可能となりますので、他の職員に PC 作業を一任している場合であっても、データベースによる検索は、必ず当該採用責任者自身が行って下さい。

Q14. 法人全体の常勤職員と自施設の非正規職員の採用事務を行う者の場合、法人本部で常勤職員用の ID、施設で非常勤職員用の ID の 2 つの ID を取得することはできるでしょうか。

A. 原則として同一人物に 2 つの ID を付与することはできませんので、採用の範囲を明確にして 1 つの ID の登録をお願いします。なお、問合せのケースでは、付与された 1 つの ID アカウントにより、法人の常勤職員と自施設の非正規職員の両方の採用予定者の検索が可能となります。

Q15. 常勤職員にかかる採用についての最終判断は法人本部の理事長等に権限があるものの、その前段階として施設長を含めた採用面接を経るため、法人本部にも施設にも採用業務にかかわる者がいます。その場合でも、ID が付与されるのは法人本部の採用責任者のみなのでしょうか。両方に付与されるのでしょうか。

A. ID の付与は採用内定の判断を行う責任者に対して行うことを想定しているため、お尋ねの場合については、ID が付与されるのは法人本部の採用責任者のみです。実務担当者に ID を付与することはできません。

Q16. 会計年度任用職員の採用時、実際の募集・面接・選考・決定を行う課と、雇用手続きを行う課が異なります。この場合の「採用責任」については、募集・面接・選考・決定を行う課にあると考えてよいでしょうか。また、雇用手続きを行う課が正規職員の採用を行っ

ている場合、IDは2つ頂けると考えて良いでしょうか。

- A. 会計年度任用職員については、募集・面接・選考・決定を行う課にIDが付与されます。正規職員については、「雇用手続きを行う課」が採用決定を行うのであれば、当該課にIDが付与されます。おたずねの場合、会計年度任用職員と正規職員で採用区分と採用責任者は明確に整理されていると考えますので、IDを2つ配付することとなります。

Q17. 法人で1アカウントだと責任者の急な体調不良や不測の事態が起こった場合に確認できず、内定を出すことができなくなります。1日でも早く内定を出す努力をしているため、常態的には使用しないが緊急時のため採用責任者の上長にもアカウント発行できるようにしていただけないでしょうか。

- A. 個人情報管理の観点から、1法人に1アカウントとしています。採用責任者が予期せず不在となった場合は、採用責任者が不在の間、代理の方を一時的に採用責任者にするためのアカウント情報の変更が必要となるためヘルプデスクにお問い合わせください。  
なお、採用責任者が不在になることが予め分かっており、かつ、不在の期間中にデータベースを活用しなくてはならない場合は採用責任者において一時的なアカウント情報の変更を行ってください。

(採用責任者について)

Q18. 採用責任者とはどのような者を想定していますか。

- A. 民間施設においては、施設長又は施設長から権限を与えられた者を想定しています。また、公立施設においては、自治体の人事担当職員、具体的には人事課長などを想定しています。  
したがって、単に実務を担当している者が採用責任者となることは想定しておりません。  
採用責任者は、ID付与時に不正利用をしないこと、パスワードを厳重管理すること、故意過失に関わらず情報漏洩が発生した際は、こども家庭庁への速やかな報告を行う等を遵守していただくこととなります。

Q19. 採用責任者の氏名は必須でしょうか。人事異動があった場合、その都度変更が必要ですか。

- A. 採用責任者の氏名は必須となります。採用責任者に変更があった場合はその都度、データベース上で変更をしていただく必要がございます。変更操作については、データベース上に掲載しているマニュアル等でご案内します。

Q20. 法人において、複数の異なる施設・事業を運営しており、その採用形態により、採用責任者が複数いる場合や、また、自治体において、正規職員と会計年度任用職員など、採用形態によって、本庁人事課が担当する採用区分と原課が担当する採用区分があるなどさまざまです。1つの法人や自治体等でも「採用責任者」が採用形態、採用区分に応じて、定められている場合は、それぞれの「採用責任者」を「利用者情報」として登録してよいのでしょうか。

A. 各法人、施設及び事業所、並びに自治体において、採用形態がさまざまであると認識していますので、採用区分などを明確にさせていただいた上で、1つの採用区分で複数の採用責任者がいるなどの重複が無いようにしていただくことで、1法人・自治体に複数アカウントを付与することは可能です。「採用責任者」ごとに「利用者情報登録」をしてください。ただし、同一人物に複数のIDの払い出しはできません。

Q21. 「採用責任者」として「利用者情報登録」を行う者は、人事課長等の他、実務者担当者などでもよいのでしょうか。

A. データベースを活用する者は、業務マニュアル P7 に「採用責任者」として記載していますが、業務マニュアル等に記載された事項を確実に遵守できる責任ある者である必要があること、さらに、扱う情報の特性を考えると、人事課長等の採用に関する権限を任命権者から付与されたものに限定する必要があります。

Q22. 法人で一括採用しておりますが、同権限で採用担当者2名の登録が可能でしょうか。

A. 採用担当者ではなく、採用責任者を登録いただきますので、1つの採用区分において採用責任者を2名として登録することはできません。「採用責任者」として1名登録してください。

Q23. 法人が2つ以上あり同一人物が採用責任者なのですが重複登録は可能ですか。

A. 一人の採用責任者が複数の法人を持つ場合でも、同一人物への複数のIDの払い出しはできませんので、利用者情報登録は重複しないように1回としてください。その場合の入力フォームは、法人名と代表者名については「〇〇法人・□□法人」のように並列で入力していただき、住所についてはどちらかの法人の住所をご入力ください。また、施設名欄には所管する施設をすべて入力してください。

(メールアドレスについて)

Q24. 採用責任者の定期的な異動が想定される場合でも、個人のメールアドレスによる登録が必要ですか。

A. 安全管理の観点から定期的な異動が想定される機関であっても、採用責任者のみが利用する個人固有のメールアドレス(必ずしも携帯のメールアドレスである必要はありません。)による登録が必要となります。採用責任者の変更方法についてはデータベース上に掲載されているマニュアルをご参照ください。

Q25. メールアドレスは採用責任者の個人固有のメールアドレスとのことですが、例えば本データベース専用のアドレスを一つ作成し、採用責任者のみに引き継ぐといった、情報の秘匿性を確保した体制が構築できる場合は、それをアドレスとして登録することは可能でしょうか。

A. メールアドレスは、必ずしも個人携帯のメールアドレスである必要はありませんが、個人固有のアドレスで利用者を特定するという点が担保されている必要があり、また、多要素認証の際に必ず必要となるものです。情報管理の観点等から採用責任者個人に紐づいたメールアドレスとしてください。なお、1つのメールアドレスを新旧の採用責任者で引き継ぐ場合、旧採用責任者が離任後以降、当該メールアドレスが慢性的に引き継がれることとなり、結果、データベースにアクセスできるリスクが生じるため、そのような運用は認められません。

Q26. 地方自治体が ID 登録を行う場合、登録するメールアドレスは、LGWAN のアドレスでも可能ですか。

A. LGWAN のアドレスでも問題ありません。ただし、ID 付与、確認コード等のメールはインターネット経由で送付されますので、受信可能な環境としていただきますようお願いいたします。また、データベースへのログインもインターネット環境で行うこととなりますので、対応可能な環境としていただきますようお願いいたします。

(内容の変更等について)

Q27. 法人や施設の移転があった場合、登録後の住所変更等はできますか。

また、変更が承認されるまでどのくらい日数を要するのでしょうか。

A. 住所変更等は可能です。変更方法等については、データベース上に掲載されているマニュアルをご参照ください。

なお、変更についてデータベース上の承認はありませんので、即時に行うことができます。

Q28. 年度替わりのタイミングなどで指定管理者（民間団体（NPO 等））が変わった場合で、新しく指定管理者となった法人等が今回の利用者情報登録をしていなかった場合、手続等により新しく ID を付与できますか。

A. 指定管理者に変更が生じた場合等の新規 ID の付与については通常の新規申請と同様に、登録用 URL からログインし、申請を行ってください。

（その他）

Q29. データベースを活用することが義務であるということは理解しましたが、ID 付与対象施設の場合、利用者登録も義務になりますか。利用者登録を行わず、必要な時だけ検索を依頼することなどはできないのでしょうか。

A. 児童福祉法に記載のとおり、保育士を任命、又は雇用する者が当データベースを使用することは、法定義務となっておりますので、実際に保育士を任命、又は雇用しようとするときまでに利用者情報登録してください。

Q30. 対象施設が利用者登録を行ったかどうかの確認はされるのでしょうか。

A. 適宜自治体を通じての確認を行う予定です。

Q31. 施設でパソコンを所持していません。（市町村からの事務連絡も、現在全て紙媒体で行われています。）そのような場合は、どのように利用者登録すれば宜しいでしょうか。

A. PC 環境、インターネット接続、個人メールアドレスの取得が当該データベースを利用する必須要件（個人メールアドレスに確認コードを送付するため、アドレスがなければそもそもログインできない）のため、ご対応をお願いします。児童福祉法に記載のとおり、データベースの活用は、保育士を任命・雇用する者の法令上の義務となります。保育士を任命・雇用する際に適切にデータベースの活用ができるようご対応をお願いします。

## 【データベースの検索について】

(検索方法について)

Q32. データベース検索は、氏名(漢字姓名)及び生年月日により行うこととされていますが、保育士登録番号による検索はできないのでしょうか。また、一度保育士登録が取り消され、再度保育士資格を取得し、保育士登録を行った場合、保育士登録番号が新たに付与されるが、過去の取り消し情報を検索することはできますか。

- A. 検索精度を高めるため、令和8年4月1日以降、氏名(漢字姓名)及び生年月日に加え、保育士登録番号を検索項目に追加する改修を行いました。令和8年4月1日以降は「氏名(漢字姓名)」「生年月日」及び「保育士登録番号」の3つの情報を検索時に入力していただく必要があります。この改修により「氏名(漢字姓名)及び生年月日」が登録データと一致した場合に加え、「保育士登録番号及び生年月日」が一致した場合も該当者が表示されます。
- なお、保育士登録を取り消された者が再登録を行った場合は取消時の保育士登録番号は引き継がれず、新たに保育士登録番号が付与されるため、データベースでは引き続き「氏名(漢字姓名)及び生年月日」が一致した場合に該当者が表示されます。

Q33. 検索は「採用内定予定者である保育士について行うこと」とあるが、第1次試験と第2次試験の間でもいいか。

- A. 「採用内定を出そうとしている者に対し、その直前のタイミングで検索を行う」ものと想定していますが、採用方法等は各施設等で異なるため、どの段階から「採用内定予定者」としているのかを各施設等でご判断ください。

(検索対象について)

Q34. 利用者登録前にすでに採用している保育士もデータベースで確認できますか。

- A. すでに保育所等で勤務されている方はデータベース検索の対象外です。

Q35. 保育士の資格がある保育補助者・調理員・事務員等は検索対象者か。

- A. 資格の有無ではなく、「保育士」として任命、雇用をする場合が検索対象となるため、保育士として業務にあたらぬ場合は検索対象外となります。

Q36. 法人内や施設内で配置換えや職種変更があった場合は、データベースで検索する必要があるか。

- A. 例えば、保育業務を行っていなかった職員が配置換え等により保育業務を行うこととなる場合には検索する必要があります。このような場合、異動を決定する直前の段階で検索を行ってください。検索の結果該当があった場合は、新規採用時の運用と同様に、面談等で事実確認に努めた上で、適切な配置決定を行ってください。

(労働者派遣事業により派遣される保育士の検索)

Q37. 派遣会社（以下「派遣元事業主」という。）により派遣された保育士を保育所等のデータベース活用対象施設等で受け入れる場合、当該保育士についてデータベースで確認してよいでしょうか。

- A. 派遣労働者として受け入れる保育士については、児童福祉法第 18 条の 36 に規定するデータベースの活用の主体となる「保育士を任命し、又は雇用する者」の適用に関し、派遣先である対象施設等が雇用したものと取り扱うこととしますので、派遣労働者として受け入れる保育士について、派遣先である対象施設等の採用責任者においてデータベースによる確認を行ってください。

その際、確認を行うのは、労働者派遣契約の締結後、派遣元事業主から派遣先である対象施設等に対して派遣労働者の氏名等を通知した後となります。ただし、データベースの照会に必要な氏名、生年月日及び保育士登録番号の情報のうち、生年月日及び保育士登録番号については当該通知に含まれません。そのため、労働者派遣契約の締結後又は派遣元事業主からの派遣労働者の氏名等の通知後に、派遣元事業主を経由して、派遣労働者として受け入れる保育士に対して、データベースの照会に当たって必要となる生年月日及び保育士登録番号の情報を派遣先である対象施設等に提供することを求める等の連絡を三者間で行うことが考えられます。この場合、派遣先である対象施設等は、若年者に限ることとする等派遣労働者を特定することを目的とするものではなく、あくまでもデータベースの照会に当たって必要な情報として、派遣労働者として受け入れる保育士の生年月日及び保育士登録番号の情報を取得するものであるため、このことをもって労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 26 条第 6 項において禁止される特定目的行為に該当することにはなりません。

なお、児童福祉法第 18 条の 20 の 3 に規定する都道府県知事に対する報告は、派遣先である対象施設等が行う必要があります。

Q38. 保育士の派遣元事業主はデータベース活用対象施設に含まれますか。

- A. データベースの活用対象施設については、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年3月27日発子発 0327 第5号厚生労働省こども家庭局長通知）において「保育士を置くこと等が法令等により明らかであり、かつ、自治体による指導監督権限が及ぶ」施設等としており、派遣元事業主については、この要件に当てはまらないことから、対象施設には含みません。

Q39. 派遣元事業主により派遣された保育士がデータベースによる確認により、児童生徒性暴力等により保育士登録が取り消された事実があった場合、そのことを理由として、派遣労働者として受け入れる保育士の交代又は労働者派遣契約自体を解消することは可能でしょうか。

- A. 児童生徒性暴力等により保育士登録が取り消された事実は、派遣労働者が業務を遂行するための適格性を有しないものとして、派遣元事業主に対し、派遣労働者として受け入れる保育士の交代を依頼する合理的な理由になるものと考えられます。

なお、児童生徒性暴力等により保育士登録が取り消された事実は、労働者派遣法第27条において禁止される契約の解除の理由に該当しないため、当該事実を理由として労働者派遣契約自体の解消を行うことも可能であると考えられますが、まずは、上記の派遣労働者として受け入れる保育士の交代又は派遣労働者として受け入れる保育士が従事する業務の変更を派遣元事業主に依頼することが望ましいと考えられます。

（幼保連携型認定こども園における検索）

Q40. 特定免許失効者管理システムは幼稚園教諭免許状、保育士特定登録取消者管理システムは保育士資格の登録取消情報を確認するシステムという認識であっていますか。幼保連携型認定こども園は両方の免許・資格を必要としますので両方のシステムで検索することになりますか。

- A. 特定免許失効者管理システムは幼稚園教諭免許状、保育士特定登録取消者管理システムは保育士資格の登録取消情報を確認するシステムです。保育教諭については、両免許・資格を所持している必要があるため、特定免許失効者管理システムと保育士特定登録取消者管理システムのそれぞれを確認する必要があります。

(罰則について)

Q41. 保育士採用の際にデータベースを活用しなかった場合に、なにかの罰則やペナルティは発生するのでしょうか。

A. 現時点で罰則はありませんが、保育士を任命・雇用する際、データベースの活用は児童福祉法上の義務であるため、データベースの活用対象である施設等の採用責任者においては必ず活用する必要があります。

(その他)

Q42. 検索記録管理簿について検索するごとに文書として残しておく必要があるのか（起案作成すべきか）。また、残しておく必要があるのであれば、何年間保存しておく必要があるか。

A. 起案するかどうかは各利用者の運用によりますが、検索結果は、指針に添付した管理簿を参考に、検索した都度記録を残すようにしてください。また、検索記録管理簿は3年間程度保存するようにしてください。